

# 年金の世代間の給付と負担の差

## 将来世代でも年収や受給期間等により大きな差

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 公的年金の世代別の給付と負担の関係を「給付負担倍率」（給付総額／保険料総額）で比較すると、現在の受給者世代の方が高く、将来世代ほど低下するが、おおむね1985年生まれ以降は変わらない
- 1995年生まれの給付負担倍率を算出すると、世帯構造、現役時代の年収、受給期間（死亡年齢）により大きく異なり、将来世代でも負担した保険料を大幅に上回る年金を受給する世帯がある
- 年金制度はその本質的機能を考慮せずに給付負担倍率のみで評価すべきではないが、今後の世代間格差のさらなる拡大を回避するためにも、マクロ経済スライドの見直しが必要である

### 1. はじめに

厚生労働省は、2015年9月28日に『平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し」（詳細版）―』（以下、詳細版）を公表した。これは、同じく厚生労働省が、2014年6月3日に公表した『国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し―平成26年財政検証結果―』の詳細をとりまとめたものである<sup>1</sup>。詳細版の中で特に注目されたのは、「世代間の給付と負担の関係」である。

「世代間の給付と負担の関係」とは、公的年金の保険料負担総額と年金給付総額を比較し、「負担した保険料の何倍の給付が受けられるか」を示したものであり、世代ごとの数値が試算されている。

公的年金制度に対しては、若い世代を中心に不信が根強い。年金不信の例としては、「少子高齢化が進むなか、世代間扶養の賦課方式の要素が強い公的年金制度は、いずれ制度が破綻するのではないか」、「将来世代は負担した保険料ほど年金を受給できず、保険料の払い損になるのではないか」等が挙げられる。また、「世代間格差が大きく不公平である」と考える若年世代も少なくない。

そこで、本稿では、詳細版で示された世代ごとの給付と負担の関係を確認するとともに、将来世代の給付と負担の関係について多様なケースを比較する。

### 2. 財政検証による世代間の給付と負担の関係

2014年の財政検証では、ケースAからケースGまでの8つのケースの経済前提（図表1）に基づき将来見通しが示されているが、詳細版で世代間の給付と負担の関係の試算結果が示されたのは、ケースC、E、Gの3ケースである。

図表2は、2014年財政検証のケースC、E、Gの3ケースと、前回2009年財政検証の厚生年金世帯（夫が会社員で妻が専業主婦の世帯）と、国民年金のみの世帯の「世代間の給付と負担の関係」である。

いずれも、賃金上昇率により保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算し、年金給付総額を保険料負担総額で除した「給付負担倍率」の試算結果である。なお、厚生年金保険料は労使折半であるが、以下では、全ての試算で負担額に事業主負担は含んでいない。

図表 1 2014 年財政検証の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提		
		労働力率	全要素生産性 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (対物価)	運用利回り (対物価)
ケースA	内閣府試算 「経済再生ケース」 に接続	労働市場への 参加が進む ケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%
ケースF	内閣府試算 「参考ケース」 に接続	労働市場への 参加が進まない ケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%

(注) 内閣府試算の詳細は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2014年1月20日)を参照。

(資料) 厚生労働省『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果—』(2014年6月3日)

図表 2 財政検証による世代ごとの給付負担倍率 (年金給付総額/保険料負担総額)

(倍)

生年	2015年 の年齢	厚生年金 (専業主婦世帯)				国民年金			
		2014年			2009年	2014年			2009年
		経済前提 ケースC	経済前提 ケースE	経済前提 ケースG		経済前提 ケースC	経済前提 ケースE	経済前提 ケースG	
1945年	70歳	5.1	5.2	5.2	4.7	3.8	3.8	3.9	3.4
1950年	65歳	4.1	4.1	4.2	3.9	2.8	2.9	3.0	2.7
1955年	60歳	3.4	3.4	3.4	3.3	2.2	2.3	2.4	2.2
1960年	55歳	2.9	3.0	3.0	2.9	1.9	2.0	2.1	1.9
1965年	50歳	2.7	2.8	2.7	2.7	1.7	1.8	1.9	1.8
1970年	45歳	2.5	2.6	2.5	2.5	1.6	1.7	1.6	1.6
1975年	40歳	2.3	2.4	2.3	2.4	1.5	1.5	1.4	1.5
1980年	35歳	2.3	2.4	2.1	2.3	1.5	1.5	1.3	1.5
1985年	30歳	2.3	2.3	2.0	2.3	1.5	1.5	1.2	1.5
1990年	25歳	2.2	2.3	2.0	2.3	1.5	1.5	1.2	1.5
1995年	20歳	2.3	2.3	2.0	2.3	1.5	1.5	1.2	1.5

(注) 1. 負担した保険料の何倍の給付を受けられるかを示している。男女とも60歳時点の平均余命まで生存する場合。厚生年金は、夫が20歳から60歳なるまで会社員で平均標準報酬額42.8万円(賞与込み、2014年度水準)、妻はその間専業主婦の世帯で、受給額に夫死亡後に妻が受給する遺族厚生年金を含む。

2. 2014年のケースGは、所得代替率が50%を下回っても機械的に給付水準調整を進めた場合。

(資料) 厚生労働省『平成26年財政検証結果レポート—「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)—』等より、みずほ総合研究所作成

厚生年金、国民年金ともに、2009年財政検証の試算結果より、2014年財政検証の3ケースの試算結果の方が、現在の受給者世代の給付負担倍率が高い。これは、マクロ経済スライドの発動が遅れたことから、現在の受給者世代の給付水準の調整が十分に機能しなかったこと等が影響している。なお、マクロ経済スライドとは、急速な少子高齢化が進行するなかで、現役人口の減少や平均余命の伸びに合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みである。マクロ経済スライドによる年金額の調整は名目下限が設けられており、名目額を下回らない範囲で行うことになっているため、賃金や物価の上昇率が低いと給付水準調整が十分に機能しない。

また、2014年財政検証の3つのケースを比較すると、ケースGは、ケースCやEと比較して物価上昇率や賃金上昇率が低く、現在の受給者世代に対してマクロ経済スライドによる給付水準機能が十分に機能しないため、給付負担倍率がやや高い。また、反対に、将来世代では、ケースGの方がケースCやEより給付負担倍率が低い。これは、現在の受給者世代の給付水準調整が十分に機能しなかったことに加え、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、経済成長が低い前提になっていること等から、マクロ経済スライドによる給付水準の調整期間が長くなり<sup>2</sup>、将来の給付水準が低下するためである。

### 3. 世代間の給付と負担の関係の基本的な考え方

詳細版は、世代間の給付と負担の関係の基本的な考え方として、世代ごとに給付負担倍率が異なることをもって世代間の格差を議論したり、年金の損得を判断できるものではないと指摘している。また、2013年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書において、「私的な扶養と公的な扶養の代替を考えれば、年金制度の中だけで自分が払った保険料と自分が受け取る年金給付を比較する計算は、本当の意味での世代間の公平を表すものではない」と、考え方が整理されていることも紹介している。なお、同報告書では、世代間の公平を論ずるに当たっては、①私的扶養との代替性、②保険機能の評価、の2点を踏まえることが必要であるとしており、詳細版では、この2点について以下のように解説されている。

まず、①私的扶養との代替性については、公的年金制度が創設されるまでは、老親の扶養は家庭内で行われていたが、年金制度の成熟化とともに、家庭内での私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に徐々に移行していると解説されている。

また、②保険機能の評価については、公的年金の意義は人生において発生するリスクに対応し安心を得ることにあると解説されている。保険機能の例としては、老齢年金は終身年金であり長生きのリスクに対応できること、物価や賃金の変動に応じた実質的な価値を保障された年金額を受給できること、遺族・障害年金など現役期からの保障があること、が挙げられている。

①私的扶養との代替性に関する指摘はその通りであり、世代により給付負担倍率の差が生じていることをもって直ちに年金の世代間格差が生じていると判断することは適切ではない。ただし、「給付は高齢世代中心で負担は現役世代中心」という現在の社会保障制度の構造や、所得や資産が多く経済的な負担能力が高い高齢者に対する給付や負担の見直しが進まないこと等については、早急に改革を実施することが必要である。

また、②保険機能の評価は、老齢年金が終身年金であることはおおむね周知されているものの、年金額の実質価値が保障されていることや、遺族・障害年金といった保険機能があることとその給付水

準については、若い世代を中心に周知を図る必要がある。

#### 4. 将来世代の給付と負担の関係

公的年金制度における給付と負担の関係は、世代ごとの差が注目されがちであるが、世代内でも差が生じる。例えば、1995年生まれの給付負担倍率をみると、厚生年金世帯のケースC、Eで2.3倍、ケースGでも2.0倍、また、国民年金世帯のケースC、Eで1.5倍、ケースGで1.2倍であり（前掲図表2）、現役時代の働き方（加入する年金制度）により異なる。

厚生年金世帯については、夫が40年間平均的賃金の会社員で妻が40年間専業主婦の世帯で、夫婦がそれぞれ男女別の60歳の平均余命まで生存した場合の給付負担倍率であるが、厚生年金を受給する世帯であっても実際には世帯ごとにその倍率は大きく異なる。

そこで、以下では、1995年生まれの世代について、世帯構造、年収、死亡年齢の異なる複数のケースの給付負担倍率を算出した。なお、経済前提は、2014年財政検証の経済前提のケースE（前掲図表1）とした。

##### （1）世帯構造別の給付と負担の関係

まず、男女の単身世帯、共働き世帯、専業主婦世帯の給付負担倍率を比較する。ここでの男女の単身世帯、共働き世帯は、20歳から60歳になるまで40年間平均的賃金（男女別）の会社員、給付は60歳時点の平均余命（男女別）まで生存した場合の老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計である。平均賃金は、2014年度価格で男性は年収514万円、女性は349万円<sup>3</sup>、1995年生まれの60歳時点の平均余命は男性26.27年（86.27歳）、女性32.04年（92.04歳）である<sup>4</sup>。なお、共働き世帯と専業主婦世帯の給付額には、夫死亡後の妻の遺族厚生年金も含む。

以上の前提の下で給付負担倍率を比較すると、男性単身世帯は1.5倍、女性単身世帯は2.2倍、共働き世帯は1.8倍となり、いずれも専業主婦世帯の2.3倍を下回る（図表3）。これは、専業主婦は、国民年金の第3号被保険者となり、保険料の本人負担はないが老齢基礎年金を受給することによる。また、単身世帯の男女差は、男性の方が、平均賃金が高いことと、平均余命が短く受給期間が短いことにより生じる。賃金が高いと給付負担倍率が低下するのは、老齢厚生年金は報酬比例の年金であるが、老齢基礎年金は報酬に関わらず保険料納付済期間に応じた定額の年金であることによる。

図表 3 世帯構造別の給付負担倍率（1995 年生まれ）

【男女別の60歳時点の平均余命まで生存】 (倍)

男性単身世帯	女性単身世帯	共働き世帯	専業主婦世帯
1.5	2.2	1.8	2.3

(注) 1. 保険料負担額と年金給付額を65歳時点の価格に換算し、年金給付総額を保険料負担総額で割った給付負担倍率。負担した保険料の何倍の給付を受けられるかを示している。

2. 単身世帯と共働き世帯は20歳から60歳なるまで40年間会社員だった場合の老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額。専業主婦世帯は夫が40年間会社員で、妻がその間専業主婦だった世帯。共働き世帯と専業主婦世帯は、夫死亡後の妻の遺族厚生年金も含む。男女別平均賃金の場合。

3. 2014年の財政検証のケースEの前提をもとに、みずほ総合研究所が算出。

(資料) 厚生労働省『平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)―』より、みずほ総合研究所作成

## (2) 世帯構造別、年収別の給付と負担の関係

次に、世帯構造別、年収別の給付負担倍率を比較する。ここでの共働き世帯は、夫婦とも同じ年収としている。

給付負担倍率は、年収が低い方が高くなるため、例えば、男性単身世帯では、年収300万円の場合は1.9倍であるが、年収500万円の場合は1.5倍となり、年収800万円の場合は1.3倍まで低下する(図表4)。

## (3) 単身世帯の年収別、受給期間別の給付と負担の関係

最後に、単身世帯について、年収別、受給期間別(死亡年齢別)の給付負担倍率を比較する(図表5)。

**図表 4 世帯構造別・年収別の給付負担倍率 (1995 年生まれ)**

【男女別の60歳時点の平均余命まで生存】 (倍)

	年収					
	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円	800 万円
男性単身世帯	1.9	1.7	1.5	1.4	1.4	1.3
女性単身世帯	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7
共働き世帯	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5
専業主婦世帯	3.2	2.7	2.4	2.2	2.0	1.9

(注) 給付負担倍率の算出方法は図表3に同じ。共働き世帯は夫婦とも同じ年収の場合。

(資料) 厚生労働省『平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)―』より、みずほ総合研究所作成

**図表 5 単身世帯の年収別・受給期間別の給付負担倍率 (1995 年生まれ)**

(倍)

	年収					
	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円	800 万円
受給期間 5年 (70歳になるまで生存)	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
受給期間10年 (75歳になるまで生存)	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
受給期間15年 (80歳になるまで生存)	1.4	1.2	1.1	1.0	1.0	1.0
受給期間20年 (85歳になるまで生存)	1.8	1.6	1.4	1.4	1.3	1.2
受給期間25年 (90歳になるまで生存)	2.2	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
受給期間30年 (95歳になるまで生存)	2.6	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8
受給期間35年 (100歳になるまで生存)	3.0	2.7	2.4	2.3	2.2	2.1
1.0倍を超える年齢	76 歳	78 歳	79 歳	80 歳	81 歳	81 歳

(注) 給付負担倍率の算出方法は図表3に同じ。

(資料) 厚生労働省『平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)―』より、みずほ総合研究所作成

前述の通り、年収が低いほど給付負担倍率は高い。また、いずれも20歳から60歳になるまで40年間会社員として保険料を納付した場合であるため、受給期間が長いほど、給付負担倍率が高くなる。

ここでは、年収300万円から800万円まで100万円ごとに算出したが、例えば、年収300万円の場合の給付負担倍率は、70歳になるまで生存すれば0.5倍だが、100歳になるまで生存すれば3.0倍となる。また、年収が800万円の場合の給付負担倍率は、70歳になるまで生存すれば0.3倍だが、100歳になるまで生存すれば2.1倍となることから明らかなように、同じ1995年生まれでも受給期間の長さにより給付負担倍率は大きく変わる（前掲図表5）。

また、1995年生まれの単身世帯について、年収別に給付負担倍率が1.0倍を超える年齢（負担した保険料総額を給付総額が上回る年齢）を確認すると、年収300万円では76歳、400万円では78歳、500万円では79歳、600万円では80歳、700万円では81歳、800万円では81歳になるまで受給した場合となる<sup>5</sup>（前掲図表5）。

## 5. おわりに

年金の受給期間が長い場合には、将来世代でも保険料負担総額を大きく上回る年金総額を受給することになるほか、世帯構造、年収、勤続期間等により、給付負担倍率は大きく異なり、それを正確に予測することは不可能である。また、障害年金、遺族年金を受給することになれば、世代に関わらず、保険料負担総額を大幅に上回る年金額を受給する可能性が高い。このため、標準的な厚生年金世帯（夫が会社員で妻が専業主婦の世帯）の世代間の給付と負担の関係のみを取り上げ、世代間の公平性を評価することはできない。

ただし、今後、世代ごとの給付負担倍率がさらに拡大することは避けなければならない。前掲図表2の通り、現在の受給者世代の給付負担倍率は、マクロ経済スライドの発動の遅れの影響等により、2009年時点と比べて2014年時点で拡大している。マクロ経済スライドによる給付水準の調整を早期に進めるためにも、将来の世代の給付水準を確保するためにも、次期年金改革では、マクロ経済スライドの名目下限の見直しについて前向きな検討が求められる。

---

<sup>1</sup> 国民年金法、厚生年金保険法では、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（「財政の現況及び見通し」）を作成しなければならないと定められている。財政検証とは、「財政の現況及び見通し」の作成を指す。

<sup>2</sup> 詳細版による。

<sup>3</sup> 2014年財政検証による。

<sup>4</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2012年1月推計）の男女年齢別将来生命表の中位仮定による。

<sup>5</sup> ここでは、各年齢になるまでの給付額と負担総額を比較しているため、年収700万円と同800万円の給付負担倍率が1.0倍を超える年齢が同じになるが、月単位でみれば年収700万円の方が先に1.0倍を超える。